

第3節 環境行政のあゆみと機構

1 環境行政のあゆみ

(1) 環境保全行政

[昭和40年代]

国において公害対策基本法が制定された昭和42年に、本市においては企画室開発課に公害係が新設され、公害問題への対応が開始されました。そして翌年には、交通問題と併せて対応する交通公害課が新設されました。

昭和44年には、公害に対する初めての規制である騒音規制法の地域指定を受けるとともに、県においても公害防止条例が制定され、水質、大気についても規制が開始されました。

本市でも、年々大きくなる公害問題を総合的にとらえ対処するため、昭和46年に民生部公害課、公害研究室を新設し、体制の整備を図りました。

この頃、琵琶湖の重金属やPCB汚染が問題となったことから、これら使用工場の実態調査を行うとともに、公害対策調査会を設置し、その健康部会において母乳調査や住民検診を実施しました。

このような背景から、昭和48年に大津市環境保全基本条例を制定、昭和49年には大津市の生活環境の保全と増進に関する条例(生活環境条例)を、昭和50年には大津市の自然環境の保全と増進に関する条例(自然環境条例)を制定し、環境問題全般にわたって対策をスタートさせました。

[昭和50年代]

昭和51年に市内大手企業と公害防止協定を締結し、対策の強化を図りましたが、昭和52年に琵琶湖に赤潮が発生し、生活排水対策など水質汚濁防止対策が急務となってきました。

市では琵琶湖の浄化は河川からと、河川浄化対策を開始しました。

昭和55年には市独自の河川の水質汚濁に係る環境上の基準を設定し、8河川に類型指定を行いました。さらに、河川野外教室の開催、基準表示看板の設置、河川の親水化工事等を行いました。

しかし、昭和58年9月、琵琶湖南湖で水の華(アオコ)が発生し、予断を許さない状況となってきました。

また、昭和58年には全国的にトリクロロエチレン等有機塩素系化合物による地下水汚染が発見され、ハイテク産業等からの未規制物質汚染や有害物質の地下浸透等が問題となりました。本市においても2地域で基準を超える地下水汚染が確認されましたが、現在は環境基準値以下に落ち着いています。

一方、これらの公害防止対策にとどまらず、「やすらぎ」や「うるおい」という言葉に代表される快適な環境の創造を求める声が大きくなってきました。このため、市では、昭和60年3月に国の指定を受けてアメニティ・タウン計画“煌めき大津”を策定しました。

[昭和60年代～平成12年度]

昭和60年1月、史上2番目の琵琶湖の異常濁水を記録しました。

同年4月には琵琶湖に水質汚濁に係る窒素、リンの環境基準が設定され、水質汚濁防止法に基づく窒素、リンの規制が開始されました。また、12月には湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼に指定されました。

本市は、昭和 61 年に水質汚濁防止法の政令市に指定され、工場等の規制体制を強化しました。

また、河川美化を各団体が連携して推進するため、昭和 61 年 3 月に河川愛護団体連合会が発足し、構成団体は平成 23 年 6 月現在、21 団体となっています。

一方、大気汚染に関しては、昭和 63 年の京滋バイパスの開通に伴い大気汚染監視局が設置され、テレメータ監視が開始されました。

さらに、平成 2 年度から環境学習推進事業の充実を図り、子どもたちのリーダーを養成する「大津子ども環境探偵団」を発足させ、市民を対象にした「環境塾」を開講し、「身近な環境調査員」による周辺環境の調査を開始しました。また、平成 3 年 1 月には雄琴、下阪本地域で市民参加による「ヨシ刈り」「ヨシ焼き」「ヨシたいまつ点火」を実施するなどヨシ保全事業に着手し、現在では、真野、堅田、雄琴、下阪本、膳所、晴嵐、瀬田南の 7 学区 10 地域でこれらの活動が展開されています。

そして、都市生活型公害や地球環境問題などの新たな課題に対応するため、大津市環境審議会の答申を得て、平成 7 年 9 月、旧「大津市環境保全基本条例」を全部改正し、「大津市環境基本条例」を制定しました。さらに、これを受けて、新たな環境保全施策を推進するため、平成 10 年 9 月に「大津市の生活環境の保全と増進に関する条例」の全部改正を行いました。

また、平成 5 年度から実施した環境資源調査等の基礎調査結果をとりまとめて、平成 9 年度から環境基本計画の策定に着手しました。平成 9 年 12 月には大津市環境施策推進本部(本部長:助役)を設置し、庁内の策定体制を整備するとともに、平成 10 年 3 月に環境審議会に「大津市環境基本条例に基づく環境基本計画について」諮問し、平成 11 年 3 月に答申を得て、同月に「大津市環境基本計画」を策定しました。また、あわせて「大津市環境配慮指針」及び「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」を策定しました。

さらに、平成 12 年 3 月には、地球環境保全施策を推進するための行動計画として、『アジェンダ 21 おおつ』を策定するとともに、平成 13 年 3 月に「地球温暖化対策実行計画」「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第 2 次計画」を策定しました。

[平成 13 年度以降]

平成 13 年度は、「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」第 25 条に基づき、ばい煙対策及び有害大気汚染物質対策としての「大気環境負荷低減計画」を策定する必要から、平成 13 年 3 月に策定した「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第 2 次計画」にこのばい煙及び有害大気汚染物質についての排出量や使用量の削減対策を盛り込み、「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第 3 次計画」として策定しました。

また、平成 13 年 12 月には、大津市生活排水対策の総合的な推進に関する指針ともいえる「大津市生活排水対策推進計画」を策定しました。

平成 18 年度には、志賀町との合併や、計画期間の終了に伴って「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第 3 次計画」を見直して「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第 4 次計画」として策定しました。また「大津市生活排水対策推進計画」についても、志賀町との合併等を踏まえて計画の見直しを行いました。

平成 20 年 1 月には、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現のため、あらゆるライフステージで主体的に責任ある行動を実行していく「環境人の育成」をめざした「大津環境人を育む基本方針」を策定しました。

平成 21 年 3 月には、「大津市路上喫煙等の防止に関する条例」が議会での議決を経て制定され、同年 7 月 1 日から施行されました。この条例は、市内全域において屋外の公共の場所での喫煙を防止し、市民等の身体・財産への被害の防止、健康への影響の抑制、たばこの吸殻の投棄防止を図り、市民等の安心かつ安全で健康な生活の確保、まちの美観の保全に寄与することを目的としています。

平成 22 年 3 月には、「大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を改正し、同年 10 月 1 日から埋立て等の許可が必要な区域を旧志賀町区域から大津市全域に拡大しました。

さらに、平成 23 年 3 月には、計画期間を平成 23 年度から平成 32 年度までとする「大津市環境基本計画(第 2 次)」及び「大津市地球環境保全地域行動計画 アジェンダ 21 おおつ(第 2 次)」を策定し、同月に「大津市環境配慮指針」の見直し、及び「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第 5 次計画」を策定しました。

また、平成 23 年 3 月には、目標年次を平成 32 年度とする「第 3 次大津市生活排水対策推進計画」を策定しました。

(2) 廃棄物行政

[昭和 40 年代]

高度経済成長による経済活動の拡大や人口増加に伴いごみ量が増加し、昭和 45 年、清掃法にかわり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)が制定されました。従来、清掃事業は市町村の固有事務とされていましたが、これ以後、産業廃棄物は排出者の自己処理責任に、一般廃棄物は市町村の固有事務とされました。本市においても、昭和 47 年に「大津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定し、昭和 48 年 4 月には環境整備部環境整備課を設けて廃棄物問題全般にわたる対策を強化しました。

[昭和 50 年代]

引き続きごみ量が増加するとともにごみ質も変化し、一方、ごみ処理施設の建設が困難であったこともあり、昭和 52 年 9 月に大津市議会で「ごみ非常事態宣言」が決議されました。この決議を受けて、同年 12 月に大津市・志賀町清掃センター組合(昭和 62 年 4 月に「大津市・志賀町行政事務組合」に名称変更)を設立、また、昭和 53 年 3 月には、(財)大津市産業廃棄物処理公社を設立し、最終処分場やごみ焼却施設の整備に努めてきました。

昭和 56 年 5 月には市民、事業者、市が連携してごみ減量とリサイクル意識の高揚等を推進することを目的に「ごみ減量と資源再利用推進会議」が発足し、市民ぐるみの運動と新ごみ処理体系による劇的なごみ減量をみることができました。

[昭和 60 年代～平成 12 年度]

昭和 60 年以後の好景気においては、人口増加等に伴うごみ量の大幅増加に加えて、廃家電、バッテリー、カセットボンベ、タイヤ、スプリング入りマット(ベット)等の適正処理困難物、耐久消費財排出量の増加、放置自動車、ダイオキシン問題等、多様な課題が続出しました。

昭和 63 年 3 月に大津市清掃工場建替えを完了して分別収集体系の一部手直しを行うとともに、平成元年 3 月には大津市・志賀町行政事務組合クリーンセンター焼却施設を完成しました。

平成 3 年 4 月には、廃棄物の排出抑制と資源の再利用促進を理念として「再生資源の利用の促進に関する法律」が新たに制定され、同年 10 月には廃棄物処理法が全面改正されるなどをうけて、本市においても、平成 6 年 6 月「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」を制定し、これに基づき、適正な廃棄物処理を進めています。同年 8 月には、大田廃棄物最終処分場を供用開始しました。

平成 7 年 3 月には「大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を制定し、放置自動車の

処理を行っています。

平成 7 年 12 月の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の施行を受けて、平成 8 年 10 月には大津市分別収集計画を策定し、平成 10 年 4 月からペットボトルの分別収集を開始しました。

平成 12 年 4 月からは「びん・ペットボトル」「かん」の収集については、中身の見える袋(透明袋)による排出に切れ替え、びんは無色透明と有色びんに分別して収集することとしました。

平成 12 年 5 月には家庭から出る生ごみの減量化対策として、自家処理の活用を促進するための「生ごみ処理機購入補助制度」を創設しました。

平成 13 年 3 月には廃棄物処理法に基づき、平成 13 年度を初年度とする向こう 10 年間の「ごみ処理基本計画」を策定しました。

[平成 13 年度以降]

平成 13 年 4 月より全市において、大型ごみを除くすべてのごみ排出に対して指定透明ごみ袋制を導入し、ごみ減量に努めました。また、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)施行に伴い家電 4 品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)については製造者による引取りシステムが開始されました。併せて家庭系・事業系のごみの搬入に際して手数料の引き上げも行いました。

平成 15 年 1 月からは、同時収集していた「びん」と「ペットボトル」の再資源化効率を高めるために単独収集としました。平成 15 年 10 月からは、家庭用パソコンの製造者による引取りが開始されました。

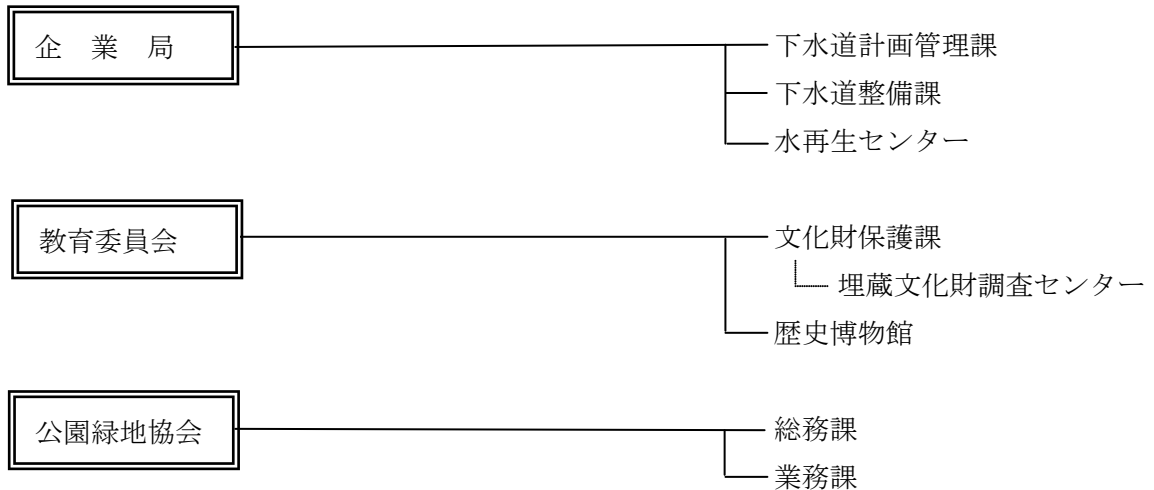
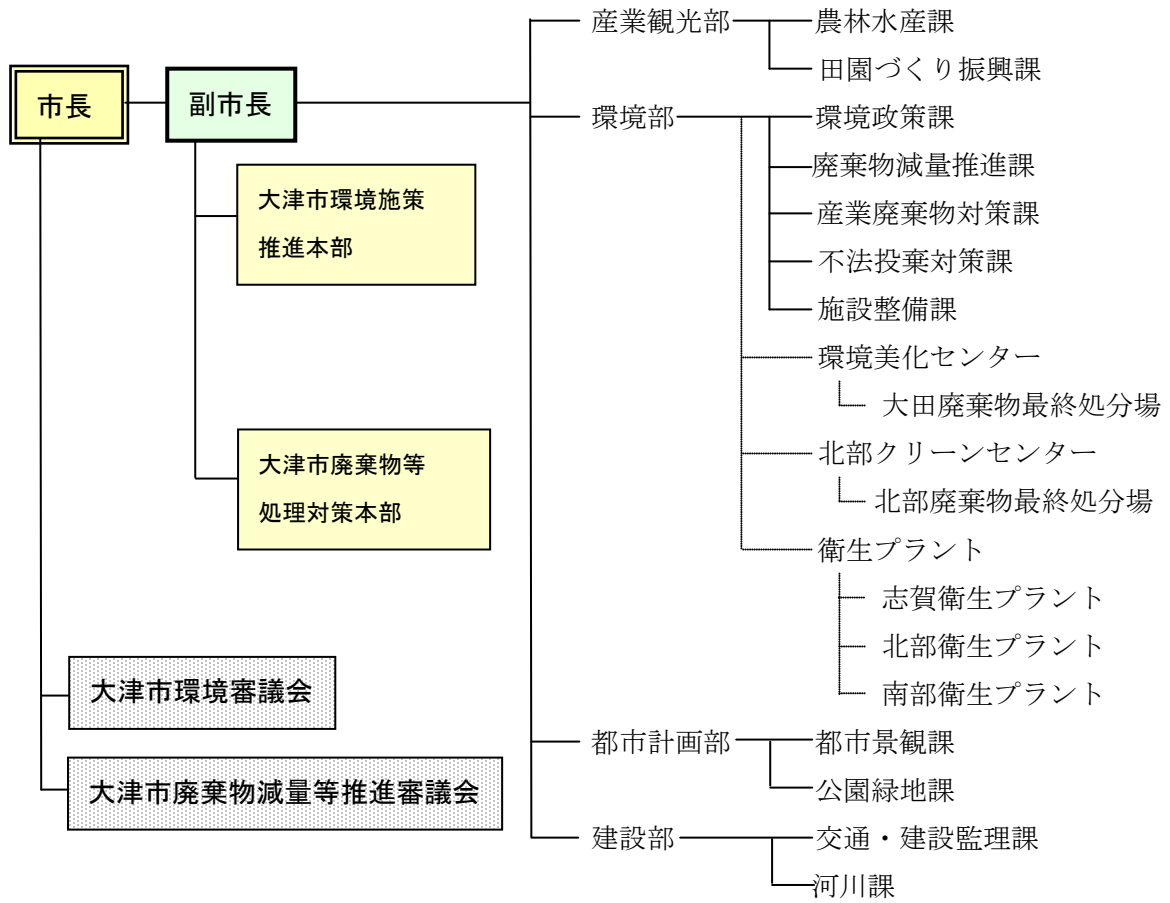
平成 19 年 2 月からは、「プラスチック製容器包装」の中の袋類、パック・カップ類、ボトル類の 3 品目について分別収集を開始し、資源化を行いました。

平成 20 年 1 月からは、環境への負荷を減らすリサイクル等とごみ減量の推進に取り組み、資源循環型・低環境負荷型の社会をさらに推進していくため、大型ごみの収集方法を無料定期収集より戸別有料収集方式へと変更しました。また併せて、事業系のごみの搬入に際して手数料の引き上げを行いました。

平成 21 年 10 月からは、「プラスチック製容器包装」の分別収集の範囲を拡大し、「プラマーク」のあるもの全てを収集対象品目とし、資源化を行っています。

また、平成 23 年 3 月には廃棄物処理法に基づき、平成 23 年度から平成 32 年度までの「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定しました。

主な環境関係行政組織図



(平成 23 年 4 月 1 日現在)

第4節 環境の保全と創造に関する条例

1 大津市環境基本条例

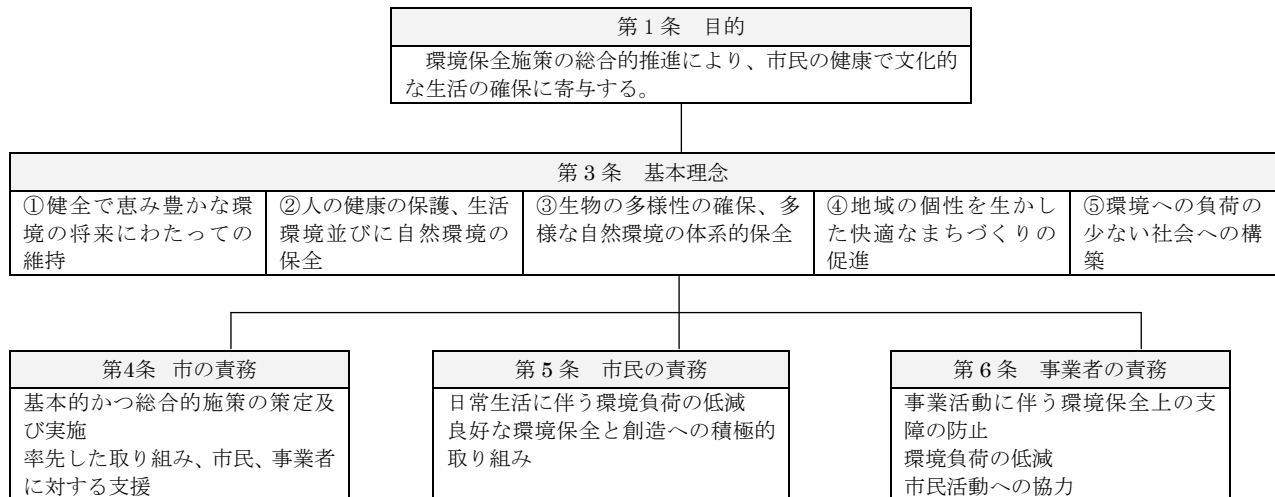
平成7年9月、昭和48年に制定した「大津市環境保全基本条例」を全面的に見直し、「大津市環境基本条例」を制定しました。これは、都市化の進展や近年のライフスタイルの変化に伴う都市生活型公害や地球環境問題などの新たな問題に対応するためのもので、今後の環境施策推進にあたっての基本理念、市、市民、事業者の責務、基本的施策の推進、環境基本計画の策定、環境配慮の推進及び推進体制の整備等を定めています。

環境基本条例の体系

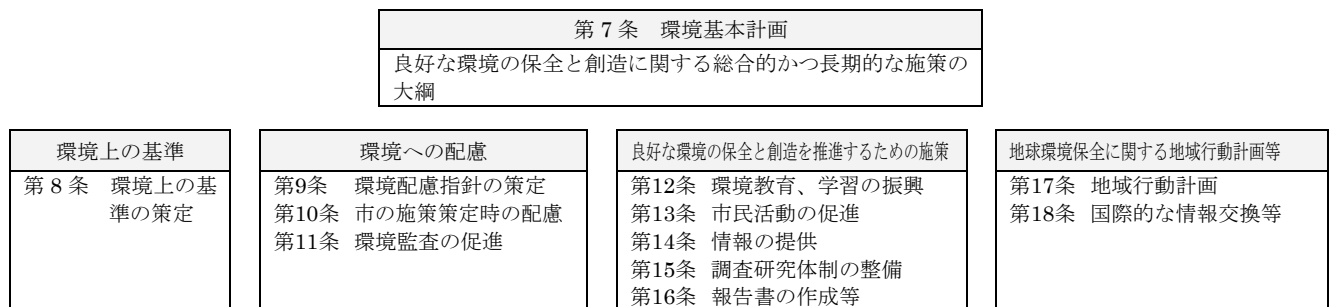
前文

豊かな自然や悠久の歴史と文化などの地域特性を生かした快適なまちづくりに努めるとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を実現し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、環境基本条例を制定する。

第1章 総則



第2章 良好な環境の保全と創造に関する基本的施策



第3章 環境審議会

第19条 審議会の設置

第4章 雑則

第20条 推進体制の整備

2 大津市の自然環境の保全と増進に関する条例

自然環境の保全と増進を図ることを目的として、昭和 50 年 3 月、「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」を制定しました。

この条例では、市、市民、事業者の責務をそれぞれ定め、市長の責務としてあらゆる施策を通じて良好な自然環境の保全等に努め、市民の快適な生活を確保しなければならないとしています。

また、市民、事業者の責務として、自然環境の保全等に関する認識を高め、自ら自然環境の保全等に努めなければならないとしているほか、保護樹木・保護樹林の指定や緑化の推進などを規定しています。

3 大津市生活環境の保全と増進に関する条例

環境基本条例の理念に即して今日的な環境問題への対応を図るとともに、環境法令との整合、環境汚染防止技術の向上等に伴う見直しを図るために、平成 10 年 9 月、「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」(昭和 49 年 2 月制定)の全部改正を行いました。

特定事業等の環境配慮指針による環境配慮の推進、工場・事業場の環境管理システム整備の推進、有害化学物質対策の強化、地球環境問題への対応等の新たな施策を規定しており、平成 11 年 6 月に施行されました。

4 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例

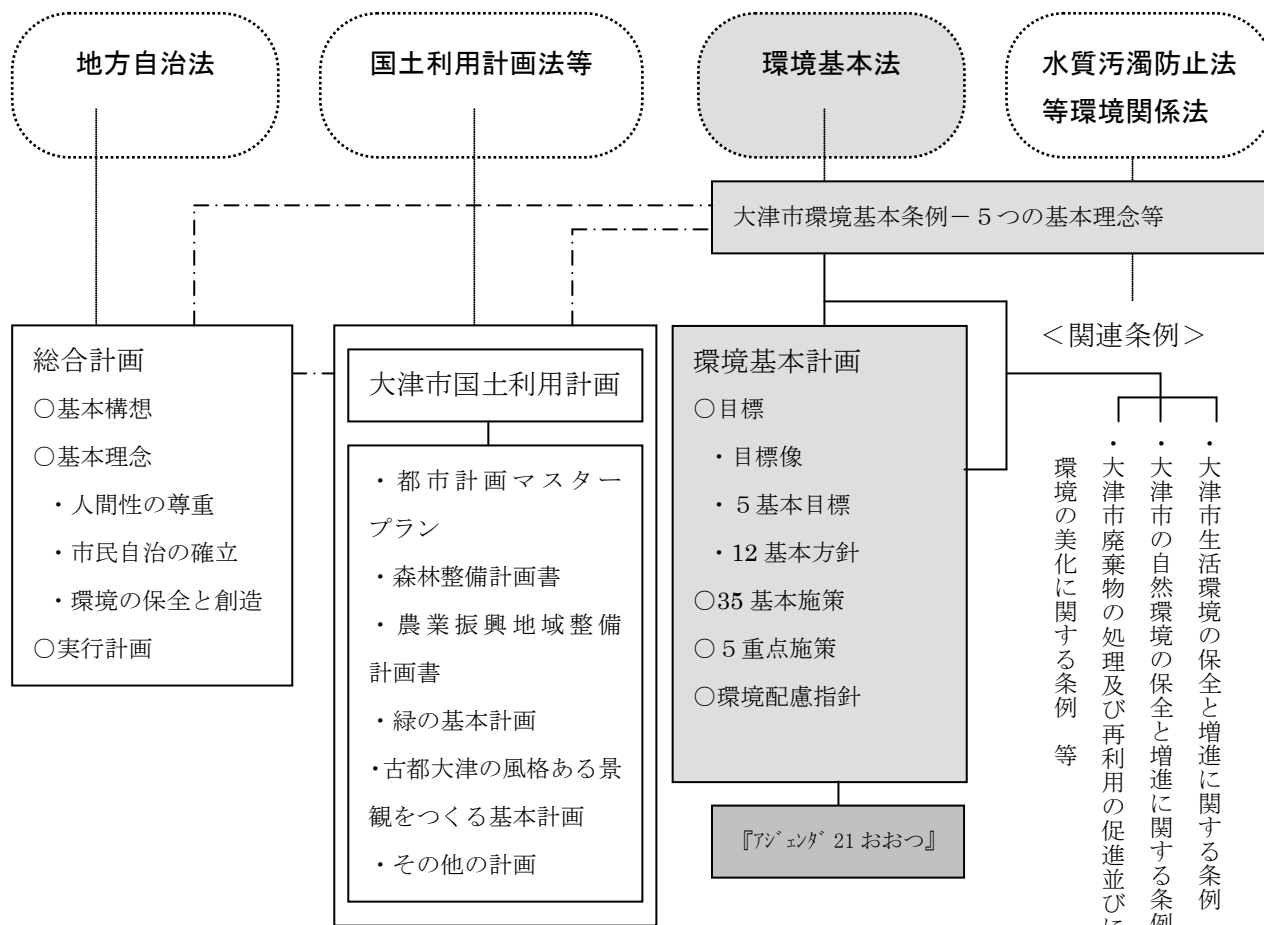
廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて環境の美化を推進することにより、より良い快適環境の創造と地球環境の保全及びリサイクル社会を実現することを目指して、平成 6 年 6 月、「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」を制定しました。

第 5 節 総合的な環境施策の推進

1 大津市国土利用計画等における環境保全のしくみ

国土利用計画は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある発展を目的として策定されるもので、第四次大津市国土利用計画は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、大津市総合計画基本構想に即して、平成 18 年 12 月に大津市議会で議決されました。

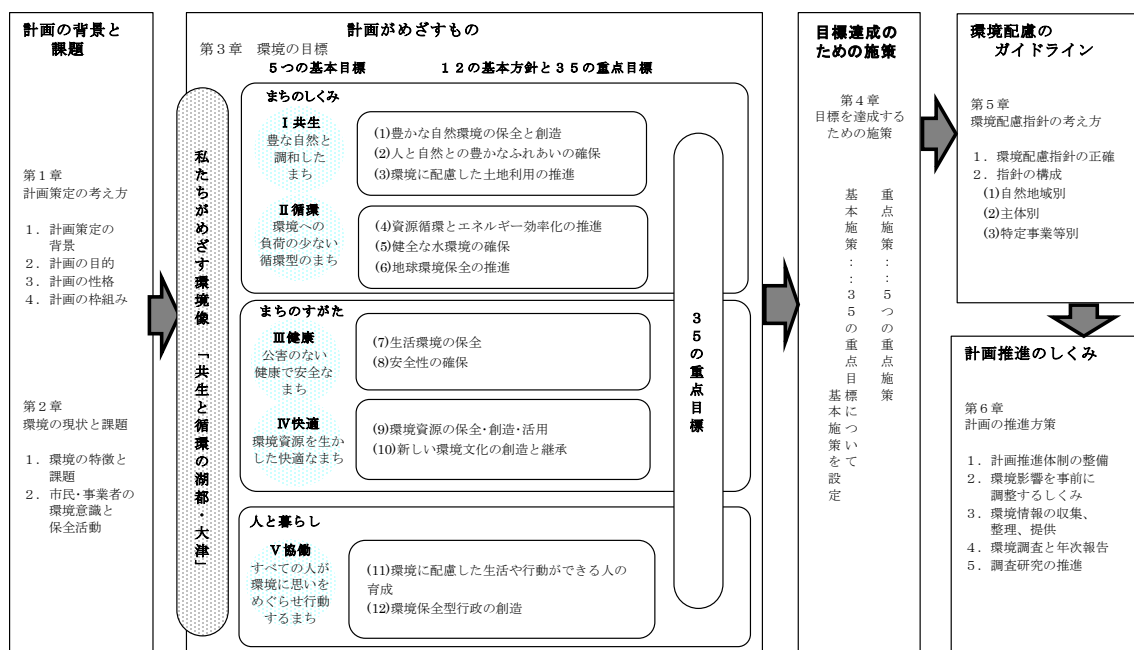
大津市の恵まれた自然環境を保全し、さらに良好な都市環境を創造するという観点から、適正かつ合理的、総合的な土地利用を進めることが求められており、この観点から、市域を自然的地域(森林地域、田園地域)、都市的地域(既成市街地、再生市街地、進行市街地、新市街地)、湖岸地域、歴史的地域に区分し、それぞれにおける土地利用の基本方針を定めています。



2 大津市環境基本計画

大津市環境基本条例第7条に、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定することを定めています。市では、庁内に大津市環境施策推進本部を設け検討し、市民、事業者の意見を聴き環境審議会の答申を得て、平成11年3月に本計画を策定しました。計画の概要は次のとおりです。なお、平成23年度を初年度とする第2次計画を平成23年3月に策定しました。

環境基本計画の体系



(1) 計画の性格と目的

大津市総合計画基本構想を環境面から実現するために、総合計画基本構想及び基本計画に示された施策を環境の視点を通して関連性を持たせ、総合的、計画的に推進するものであり、大津市環境基本条例第7条に基づき策定したものです。

(2) 計画の特徴

- ア 環境に係る全ての施策が 35 の基本施策の中に体系化された総合的な計画です。
- イ 基本施策に合計 56 の〈施策推進の指標〉を設け、施策推進の状況を把握します。
- ウ 望ましい環境づくりのために特に重要な課題について 5 つの重点施策を設けています。
- エ 市民、事業者、市が日常生活や事業活動で環境配慮を進めるための「環境配慮指針」の策定を基本計画に位置付けた行動型の計画です。

(3) 計画の枠組み

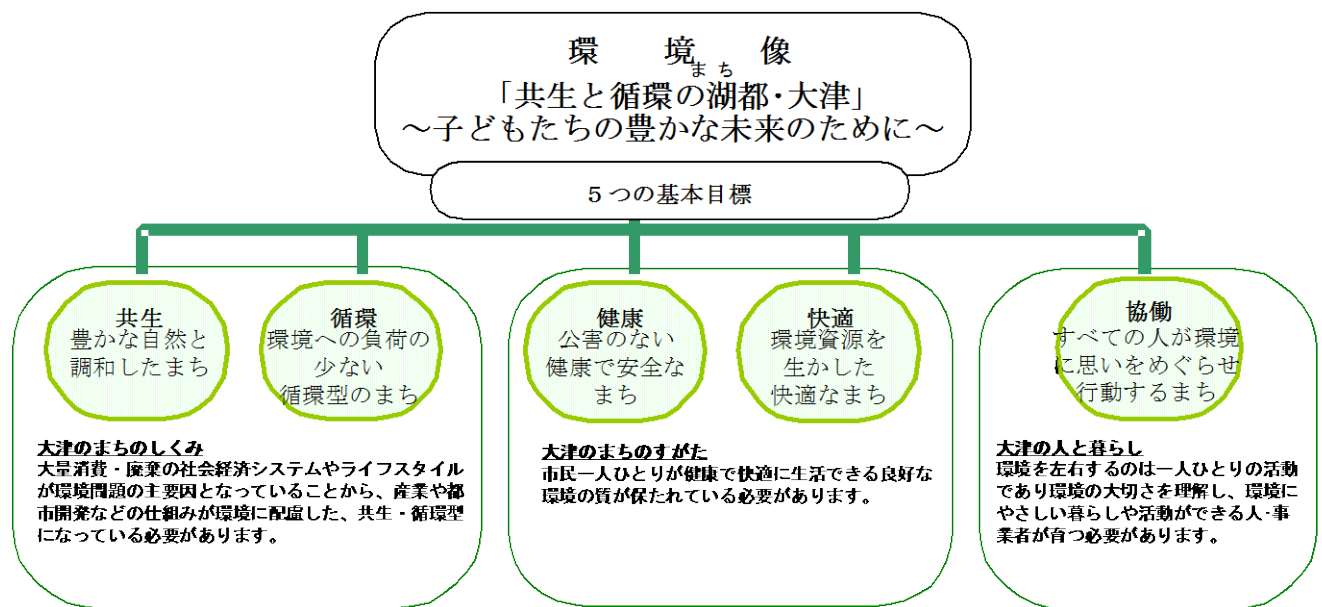
- ア 自然環境、生活環境、快適環境、地球環境を対象としています。
- イ 大津市のすべての市民、事業者、市が計画を推進する主体です。
- ウ 対象地域は、大津市全域です。
- エ 計画の期間は平成 11 年度から 22 年度までです。

(4) 計画の概要

ア わたしたちが目指す環境像と 5 つの基本目標

私たちが目指す環境像として「共生と循環の湖都・大津～子どもたちの豊かな未来のために～」を掲げ、これを実現するために、「共生」「循環」「健康」「快適」「協働」という 5 つの基本目標を設けています。

私たちが目指す環境像と 5 つの基本目標



イ 基本方針と重点目標

5 つの基本目標を達成するために、12 の基本方針と 35 の重点目標を設けています。

ウ 基本施策と重点施策

重点目標を達成するために、35 の基本施策を推進します。

さらに、特に重要な課題について各主体の協働により重点的に取り組むために、5つの重点施策を推進します。

- 生き物を育む“生物生息空間(ビオトープ)の創造”
- 環境への負荷を減らす“リサイクル等とごみ減量の推進”
- 琵琶湖を守る“川すじコミュニティの創造”
- 豊かさを実感できる“緑のネットワークの形成”
- みんなが考え行動する“環境パートナーシップの推進”

エ 環境配慮指針の策定

市民、事業者、市の各主体が日常生活や事業活動の中で環境に配慮すべき事項を示した「環境配慮指針」を策定することとし、その考え方を示しています。

オ 計画の推進

市民、事業者、市のパートナーシップにより、積極的に計画を推進します。

(5) 施策推進の指標の状況

基本施策に設けた＜施策推進の指標＞の状況を資料編にまとめて掲載しました。

3 大津市環境配慮指針【自然地域別・主体別編】

環境配慮指針【自然地域別・主体別編】は市民、事業者、市が環境基本計画の趣旨にのっとり、日常生活や事業活動において自主的、積極的に環境に及ぼす影響を少なくするための行動指針であり、市民、事業者の意見を聞いて、平成11年3月に策定しました。

なお、環境基本計画(第2次)の策定を受け、平成23年3月に見直しを行いました。

(1) 指針の特徴

- ア 環境への負荷の少ない土地利用を進めるための【自然地域別編】と、市民、事業者、市が日常生活や事業活動等で自主的、積極的に配慮を行うための【主体別編】で構成されています。
- イ 環境基本計画の12の基本方針に沿って、各主体が配慮すべき事項を示しており、どの項目からでも環境配慮が進められるものとなっています。
- ウ 各主体が配慮指針を活用するための＜活用ガイド＞を示しています。

(2) 指針の概要

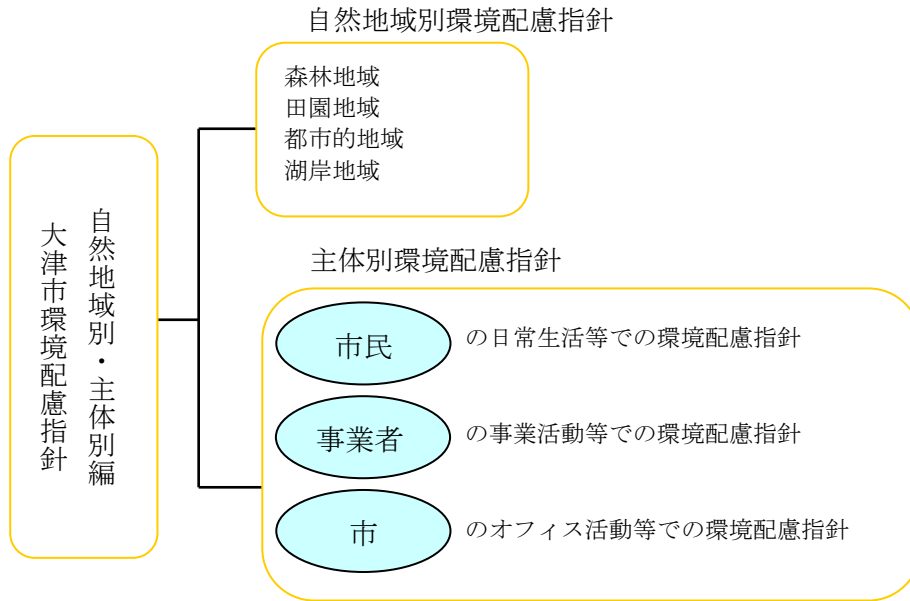
ア 自然地域別環境配慮指針

市民の日常生活、事業者の事業活動、市の事業実施の基盤となる土地の利用において、市域の自然・土地特性に応じた環境への負荷が少ない適正な利用を行うことができるよう、「森林地域」「田園地域」「都市的地域」「湖岸地域」の4つの自然地域別に【地域の特性と環境保全上の課題】、【環境配慮の基本方向】、【目標別の配慮事項】を示しています。

イ 主体別環境配慮指針

市民、事業者及び市が、環境に与えている負荷や環境からの恵みなど人と環境との関わりを理解し、それぞれの立場で、自主的、積極的に環境配慮を行っていくための指針を示しています。

環境配慮指針の体系

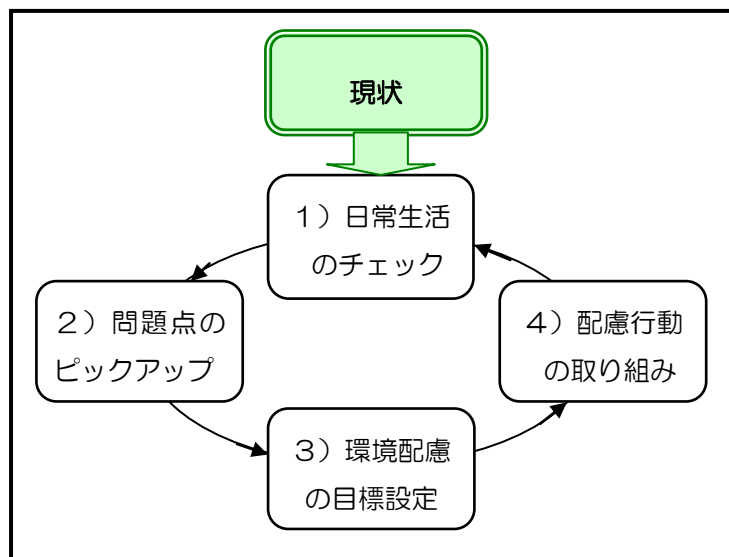


(3) 指針の活用

自然地域別配慮指針は、市民、事業者、市が日常生活や事業活動を行う際の基礎的な指針として活用します。

主体別環境配慮指針は、環境学習の基礎資料として、日常生活における環境配慮の状況をチェックするために、また、環境管理システムの考え方を参考にして家族で話し合い、できることから環境配慮を進めるために活用します。また、事業活動においては、環境配慮の状況をチェックしたり、環境配慮システムを整備するために活用します。

環境配慮行動の取り組み方



4 『アジェンダ 21 おおつ』（大津市地球環境保全地域行動計画）

市では、環境基本計画の考え方に基づき地球環境の保全に取り組んでいくため、市民、事業者の参加を得て検討会を設置して協議を重ね、平成 12 年 3 月に『アジェンダ 21 おおつ』（大津市地球環境保全地域行動計画）を策定しました。「アジェンダ 21」とは 21 世紀に向けた地球環境を守るための課題（アジェンダ）という意味です。

なお、平成 23 年度を初年度とする第 2 次計画を平成 23 年 3 月に策定しました。

(1) 私たちが目指す環境像

素晴らしい地球を子どもたちに引き継ぐことを目指して、環境像として「共生と循環の湖都・大津～子どもたちの豊かな未来のために～」を掲げ、この実現を目指します。これは、環境基本計画に掲げる環境像と同じです。

(2) 計画の目標

取り組みの総合的な目標(総合目標)として、次の目標を掲げています。

- ・ 市民一人当たりの二酸化炭素排出量を、2010 年度において 1990 年度排出量より 6%削減する
- ・ その他の温室効果ガスについては、可能な限り削減に努める

また、個々の取り組みを推進する際の具体的な目標(行動目標)は、取り組み内容に応じて別に定めます。

(3) 取り組みの内容

次の 5 つのテーマについて取り組みます。

それぞれについて、【すぐに取り組む】内容と【じっくり取り組む】内容、及び【各主体の行動】を示しています。

- (1) エネルギーのむだづかいをしない
- (2) 自動車の使いかたを考え、歩いたり自転車の利用を心がける
- (3) ものを大切に使いごみを減らす
- (4) フロンを回収しオゾン層を守る
- (5) 琵琶湖と生きものを守る

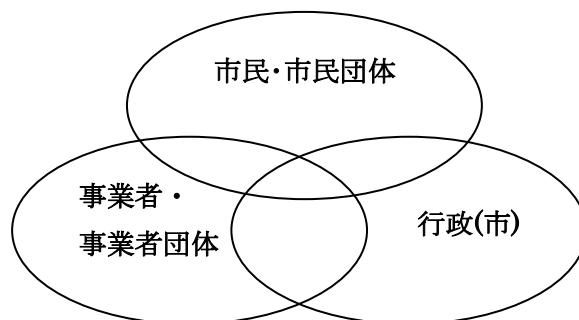
(4) パートナーシップで進めるリーディング事業

現在行われている活動を核としながら 6 つの事業を進めます。

- 省エネルギー型ライフスタイルと事業活動の推進
- グリーン商店街・店舗づくり
- おいしい食べ物循環システムづくり
- エコドライブの推進
- 地域かんきょう学校づくり
- 特定フロン等を出さないしくみづくり

(5) 「おおつ環境フォーラム」の設立

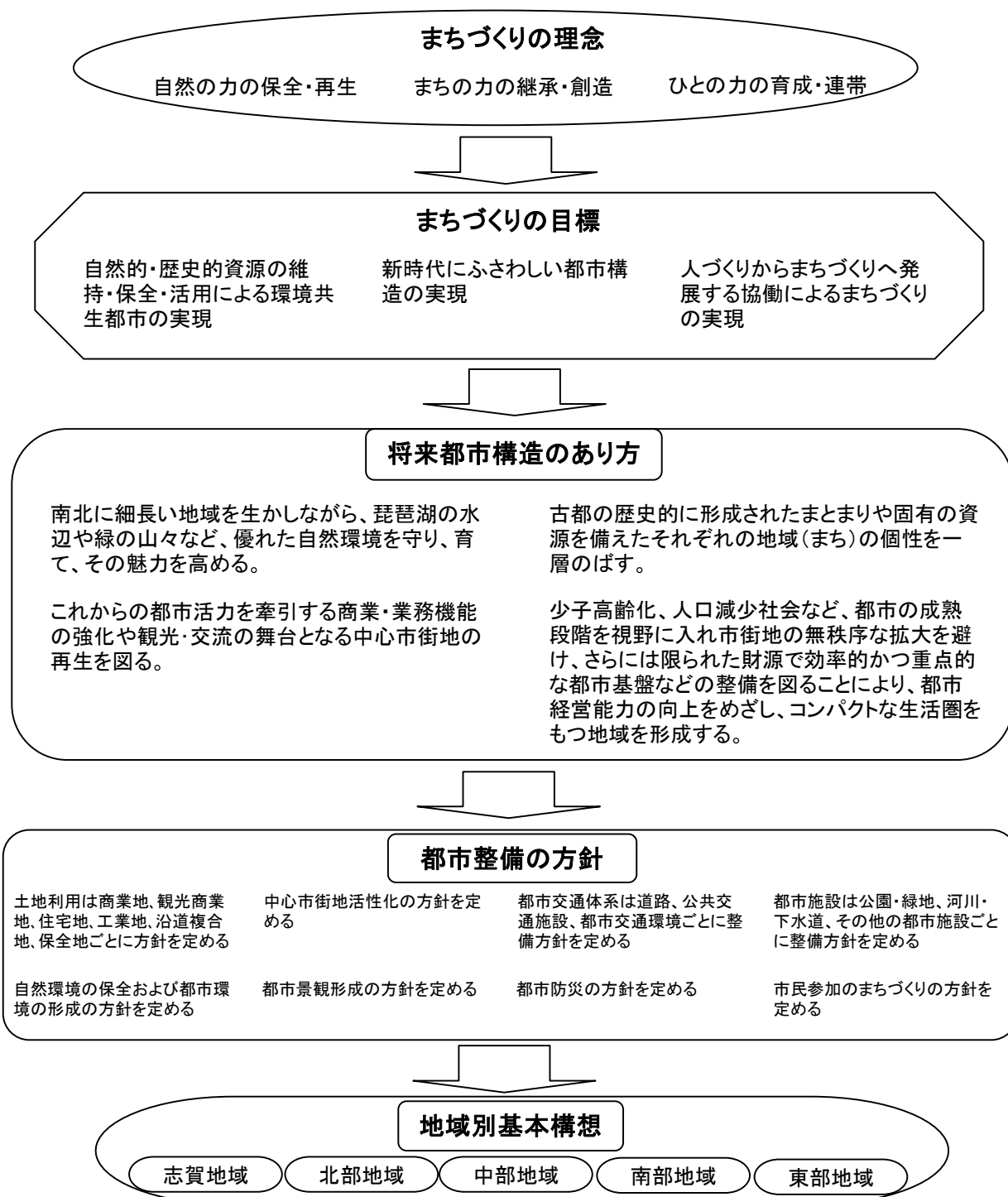
市民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくりが不可欠なことから、平成 13 年 12 月に「おおつ環境フォーラム」が設立され、現在 9 つのプロジェクト、4 つの学習研究グループ、業務委員会等で積極的な保全活動が推進されています。



5 関連する主な計画

(1) 大津市都市計画マスタープラン

平成19年3月に「大津市都市計画マスタープラン」を策定しました。これは、大津市総合計画基本構想及び大津市国土利用計画をふまえて、まちづくりの理念と目標、目指すべき都市像、都市整備の方針を全体構想とするとともに、地域ごとのまちづくりの目標や基本方針を示す地域別構想として定め、各分野ごとにまとめたものです。まちづくりの理念として「自然の力の保全・再生」、「まちの力の継承・創造」、「ひとの力の育成・連携」を掲げ、目標の一つとして古都にふさわしい自然景観と歴史景観を次代へ継承していくため、市民が誇れる自然的・歴史的資源を維持・保全そして活用していくことにより環境共生都市の実現を目指すこととしています。



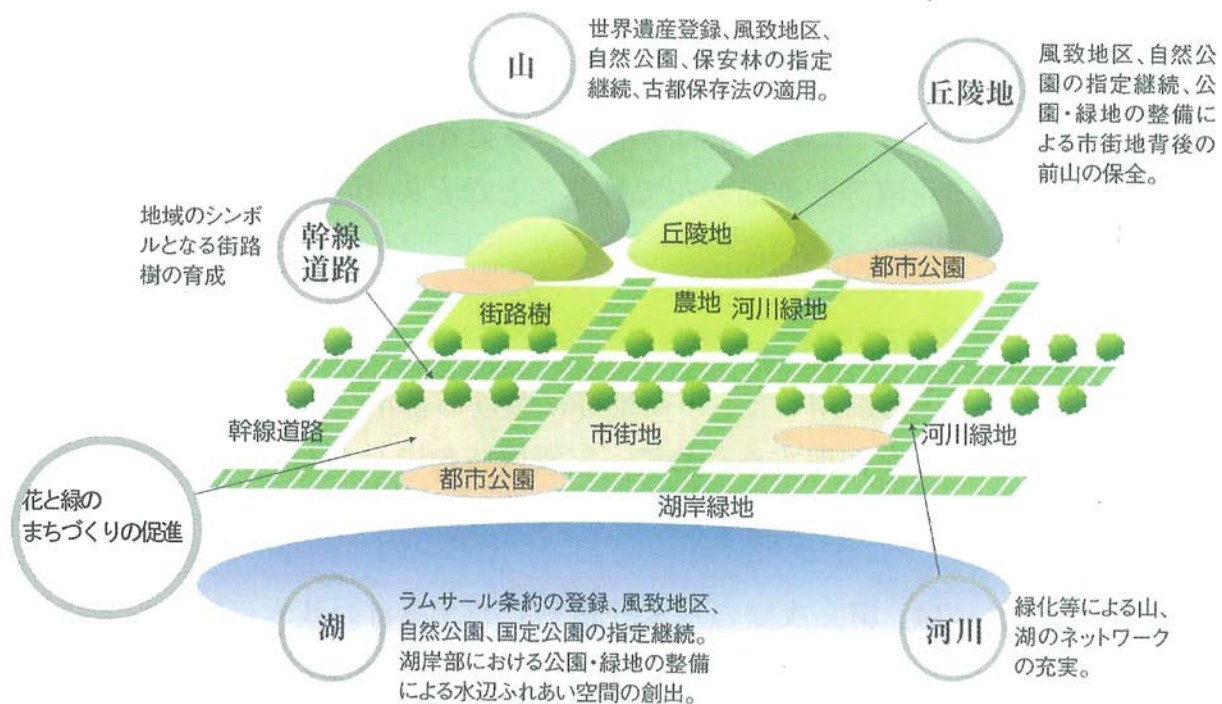
(2) 大津市緑の基本計画

都市緑地法第4条に基づき、豊かな自然と歴史や、暮らしに息づくまちの緑を市民ひとりひとりの手で守り育み、未来へと継承していくことを目的に、平成9年3月に当初の緑の基本計画を策定し、平成15年10月、これを第2次緑の基本計画へと改定しました。

その後、緑に対する市民の新たなニーズや、安全・安心の視点から緑のあり方を見直す必要性が生じたことや、各法改正および古都保存法の適用などの背景から、平成20年7月に第3次緑の基本計画を策定しました。

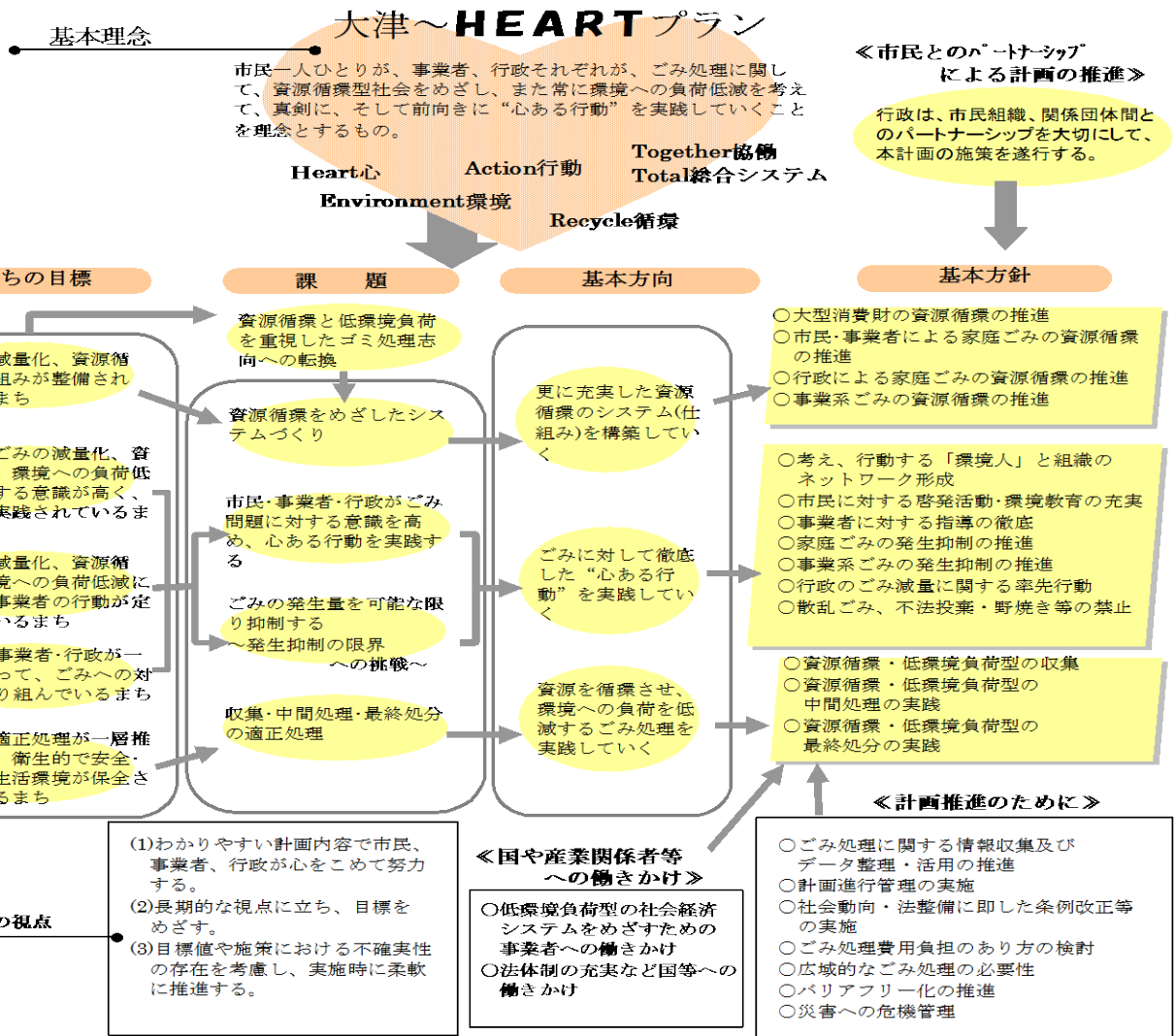
第2次緑の基本計画を引継ぐ3つの基本目標「緑の骨格の保全」「都市公園等の拡充とネットワーク化」「花と緑のまちづくりの促進」に「緑化重点地区の計画拡充」を新たに加えた4つの基本目標を掲げ、更に緑豊かで快適なまちづくりを推進しています。

基本目標のイメージ図



(3) 大津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により、長期的・総合的視野に立って計画的にごみ処理を推進するために、平成13年3月に平成22年度までの10年間を計画期間とする「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、計画策定から5年を経た平成18年3月には計画内容の一部を見直し、後期計画を定めました。この計画は、安全で衛生・快適な生活環境を目指して、市民・事業者・行政がパートナーシップの下で資源循環型・低環境負荷型のまちづくりに積極的に取り組み、快適なまちづくりを推進することを目指しています。



また、平成 23 年 3 月には、次期の計画を策定しました。これは、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間の計画期間とし、平成 32 年度を目標年次としたごみの減量化目標や資源化に関する目標を掲げ、3つの基本方針の段階ごとに行動計画を定め、総合的に施策を推進していくこととしています。

(4) 大津市生活排水対策推進計画

大津市の上位計画となる「大津市総合計画」や「大津市環境基本計画」、「滋賀県汚水処理施設整備構想」策定時における生活排水処理施設整備の基本方針などをふまえ、水質汚濁の要因となっている生活排水の対策の推進に関する施策を総合的に取りまとめた計画で、平成 19 年 3 月には中間年度を迎えたことや、志賀町との合併による区域の拡大、人口推計の見直し、生活排水処理形態別人口について計画と実績値との乖離などにより計画を見直しました。「河川の水質汚濁に係る環境(上)の基準の達成及び維持に努める」ことを目標としています。なお、平成 23 年 3 月に目標年次を平成 32 年度とする計画を策定しました。

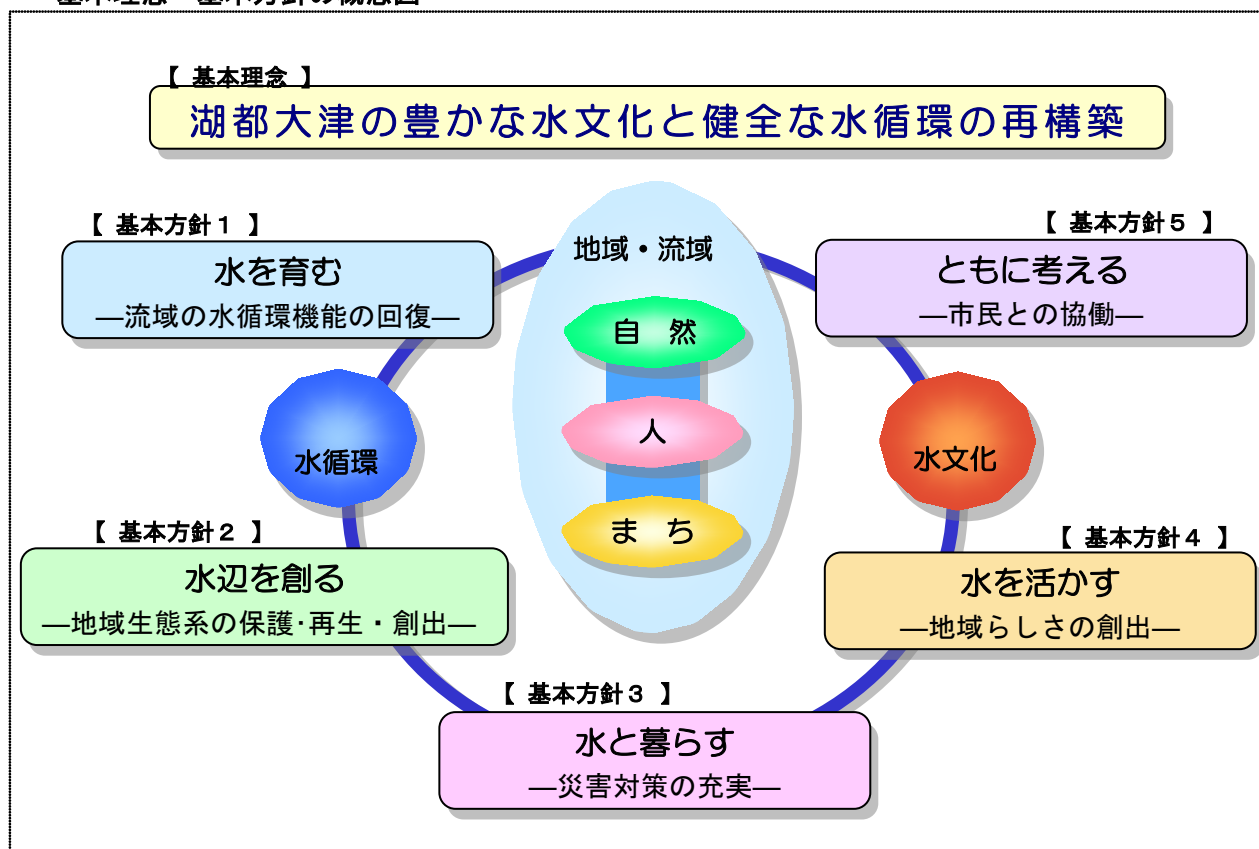
(5) 大津市水環境基本計画

大津市では、これまで守り育ててきた川や溜池、琵琶湖などの豊かな「水環境」を活かした潤いと安らぎのある水辺空間の創出、そして環境に優しいまちづくりを進めています。そのための基本的な考え方や方策を示し

た「大津市水環境基本計画」を平成 18 年 3 月に策定し、旧志賀町との合併をふまえ、同年 10 月に見直しました。

また、計画に掲げる基本理念の実現をめざし、「だれが・いつ・どこで・何をするのか」を具体的に示した行動計画を策定し関連事業の推進を図ってきました。今年度は、平成 22 年 3 月に策定した第 2 期行動計画の平成 22 年度の成果を取りまとめ、公表を行うとともに、平成 23 年度の進捗管理に努めていきます。⁽⁴³⁾

基本理念・基本方針の概念図



基本方針 1 水を育む—流域の水循環機能の回復—

- 目標①流域全体での水源かん養機能の回復・向上
- 目標②適正な土地利用の推進
- 目標③完全な水の確保
- 目標④水の効率的な利用の推進

基本方針 2 水辺を創る—地域生態系の保護・再生・創出—

- 目標①水域・水辺の保護・再生・創出
- 目標②水辺生態系と生物の生息場所の保護・再生・創出

基本方針 3 水と暮らす—災害対策の充実—

- 目標①総合的な治水・水害対策
- 目標②災害時対策

基本方針 4 水を活かす—地域らしさの創出—

- 目標①親水空間の確保
- 目標②景観への配慮
- 目標③水文化の継承・創出

基本方針 5 ともに考える—市民との協働—

- 目標①市民意識の醸成
- 目標②市民・事業者の活動の推進
- 目標③教育・研究機関との連携
- 目標④行政間の連携

6 大津市環境審議会

環境の保全と創造に関する施策を策定し、推進していくためには、環境問題の広がりに応じた多方面にわたる専門的知識や多角的な判断が必要となってきます。そのために市長の諮問機関として、昭和 47 年 7 月に公害対策審議会が発足しました。

その後、昭和 48 年の環境保全基本条例の制定に伴いこれを改組して、昭和 49 年 2 月に環境審議会が発足し、平成 7 年 9 月に環境基本条例を制定したことに伴い、同条例第 19 条に位置付けられたものとなっています。

環境の保全に関し識見を有する 20 人以内の委員で組織され、環境基本条例施行以降、『大津市の生活環境の保全と増進に関する事項の見直しについて』、『大津市環境基本条例に基づく環境基本計画について』及び『「大津市環境基本計画」及び「大津市地球環境保全地域行動計画」の策定について』の答申を受けています。

7 大津市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の発生抑制、再利用の促進等に関する事項について調査審議するため、「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」第 17 条に基づき設置されています。学識経験者、市民のうち識見を有する者、事業者団体の推薦する者等計 15 人以内の委員で組織されており、平成 20 年 8 月には「家庭ごみの有料化について」、平成 22 年 3 月には、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について」を市長から諮問し、それぞれ平成 23 年 1 月と 3 月に答申を受けました。

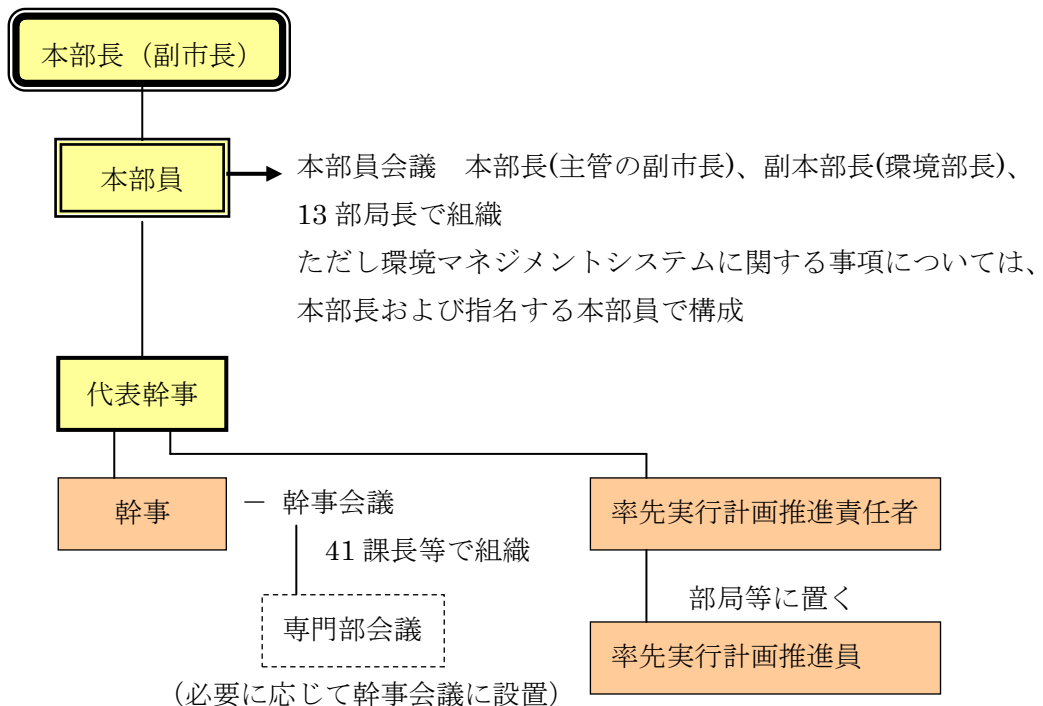
8 大津市環境施策推進本部

良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例第 20 条に基づき、平成 9 年 12 月に設置したものです。

副市長を本部長として関係部課で組織し、「大津市環境基本計画」の推進に関すること、「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」の推進に関すること、市の環境マネジメントシステムの構築等に関することについて、協議等を行っています。

大津市環境施策推進本部の体系

(平成 23 年 4 月 1 日現在)



9 大津市廃棄物等処理対策本部

家庭、事業所等から排出される廃棄物の適正処理に関する施策を総合的に推進するため、昭和 55 年 10 月に設置したもので、平成 21 年 9 月に規則を改正し、「土砂等の適正処理に関する施策」を所掌事務に加えることとしました。

副市長を本部長、環境部長を副本部長に、13 関係部局長を本部員として組織しています。廃棄物の処理に係る基本計画及び実施計画の策定、廃棄物及び土砂等の適正処理の推進等について検討しています。

10 大津市アスベスト対策本部

アスベストによる健康障害等が全国で発生していることに伴い、関係機関及び関係部局間の連携を密にし、本市におけるアスベスト対策を総合的かつ円滑に推進するために、平成 17 年 8 月 4 日に設置しました。

副市長を本部長に 13 関係部局長を本部員として組織し、主に次の事務を所掌しています。

- ①アスベストの使用実態の把握に関すること。
- ②市有施設における適切なアスベスト対策の推進に関すること。
- ③建築物解体時等におけるアスベストの飛散防止等の徹底に関すること。
- ④市民、事業者等へのアスベスト対策についての周知及び広報に関すること。

これまで、市有施設におけるアスベスト使用状況の把握及びアスベスト除去等の方針等について取りまとめなどを行いました。

11 環境影響評価制度

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、その環境影響について事前に十分に調査、評価を行うとともに、その結果を公表して地域住民等の意見を聞き、十分な環境保全対策を講じ、環境影響を未然に防止しようとするものです。

(1) 国における制度

平成 9 年 6 月に環境影響評価法が制定され、11 年 6 月から全面施行されました。道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立て・干拓、一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場、土地区画整理事業等の面的開発事業のうち、規模が大きく、環境影響が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価手続の実施を義務付けています。

(2) 滋賀県における制度

滋賀県では、昭和 56 年 3 月に「滋賀県環境影響評価に関する要綱」を制定していましたが、平成 10 年 12 月に滋賀県環境影響評価条例が新たに制定され、平成 11 年 6 月に全面施行されました。この条例は、①早い段階からの環境への配慮の仕組みの導入、②複合開発事業の概念の導入、③住民参加の機会の充実、④事後調査の手続きの充実、⑤知事意見の反映を担保する手続きの導入を図ることなどが特徴となっています。

市内において、この環境影響評価の手続きが実施された事業は次表のとおりです。

なお、本市においては、環境影響評価専門委員会を設置し、専門的な事項について審議しており、その意見をを受けて環境保全の見地から県知事に意見を提出しています。

環境影響評価の実施状況

| 事業名 | 規模 |
|------------------------------------|-------------------------|
| ① 大津湖岸なぎさ整備事業 | 埋立て 18.5ha |
| ② 大津港改修整備事業 | 埋立て 6.9ha しゅんせつ 18ha |
| ③ 中央自動車西宮線改築事業(栗東～瀬田東) | 道路改築 9.2km |
| ④ びわこプレジデントゴルフクラブ開発事業 | 敷地面積 97.8ha |
| ⑤ 教育・研究機関誘致に伴う造成事業(龍谷大学) | 敷地面積 32.6ha |
| ⑥ 京阪ロイヤルゴルフクラブ増設工事 | 敷地面積 61.8ha |
| ⑦ びわこサイエンスパーク(仮称)整備事業(伊香立土地区画整理事業) | 敷地面積 188.0ha |
| ⑧ (仮称)新南部廃棄物処分地設置事業 | 敷地面積 26.3ha |
| ⑨ (仮称)大津湖西台土地区画整理事業 | 敷地面積 96.0ha |
| ⑩ (仮称)大津クリーンセンター産業廃棄物最終処分場設置事業 | 敷地面積 20.5ha |
| ⑪ 大戸川ダム建設事業 | 敷地面積 150.0ha |
| ⑫ 大津カントリー倶楽部整備及び増設工事 | 敷地面積 220.6ha |
| ⑬ 立命館大学びわこキャンパス整備事業 | 敷地面積 50.0ha |
| ⑭ 近畿自動車道飛鳥神戸線建設事業 | 道路新築 54.0km |
| ⑮ 大津湖岸なぎさ公園整備事業(打出の森地区変更) | 埋立て 3.76ha |
| 16 龍谷大学瀬田学舎課外活動施設拡充事業 | 敷地面積 39.5ha |
| ⑰ 大津真野佐川地区土地区画整理事業 | 敷地面積 41.1ha |
| 18 新清掃工場整備事業 | 処理能力 8.75t/時 |
| 19 (仮称)大津湖西台土地区画整理事業(再評価) | 敷地面積 95.6ha |
| 20 (仮称)創価学会滋賀メモリアルパーク | 敷地面積 46.6ha |
| 21 南部クリーンセンター整備事業 | 処理能力 135t/日 |
| 22 草津市立クリーンセンター更新整備事業 | 処理能力 127t/日 |

(注1): ○印は手続きの完了したものを示す。

(注2): 旧志賀町域分を含む。